

自治会における 個人情報の取扱いについて

個人情報とは？

氏名、生年月日、住所、顔写真やマイナンバー等、個人を特定する様々な情報のことです。



個人情報保護法とは？

個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図りつつ、民間事業者における個人情報の取扱いに関するルールを定めた法律です。

平成29年5月30日以降、改正個人情報保護法の全面施行に伴い、自治会等を含むすべての民間事業者が個人情報保護法の対象となります。

個人情報の保護は大切なことです。

ルールを守って、正しく取り扱しましょう！！

※裏面に自治会名簿の作成・配布について記載しています。詳細は「個人情報保護委員会」のホームページを参照してください。

自治会における個人情報の取扱い

～自治会における名簿などの作成・配布について～

自治会等を含む、個人情報を事業活動に利用しているすべての民間事業者は、個人情報保護法の義務規定の対象となりますので、法律に従い、適切な個人情報の管理をしましょう！

①個人情報を取得する

- ◆ 個人情報を取得する時はあらかじめ利用目的を明確にし、本人から直接取得しましょう。また、偽りその他不正な手段によって取得してはいけません。
- ◆ すでに取得している会員情報の利用目的は、回覧や総会などを利用して、会員に通知すると良いでしょう。

②個人情報を利用する

- 自治会は取得した個人情報は、取得時に定めた利用目的に沿って利用しましょう。
- 定めた利用目的以外の用途で個人情報を利用する場合は、あらかじめ本人への同意を得ましょう。

③個人情報を管理する

- 自治会であらかじめ、名簿などの個人情報を保管する人を決めておくことや、必要のなくなった情報を廃棄する時期も決めておくとう良いでしょう。



**個人情報とうまく付き
合うために、適切な管理
を心掛けましょう！**

